

業務内容説明書

森林管理業務は巡視、施設管理、ゲート管理、境界標保全維持などの業務を総合的に行うもので、概ね業務内容は次のとおり。

第1 各業務の概要

1 巡視業務

【業務内容】

北海道水産林務部森林環境局道有林課（以下「発注者」という）が指定する区域ごとに自動車を使用して巡視し、次に掲げる事項を行うものとする。

- 林野及び立木の災害並びに被害の通報及び調査を行うこと。
林野火災を発見したときは関係機関に通報するとともに消火に当たる。
軽微な被害については受託者自らが位置・樹種・数量を調査し発注者に報告、甚大な被害については位置、被害の概要（樹種・面積等）を発注者に報告する。
- 林野火災警防思想の啓発を行うこと。
発注者が指示する区域及び期間は、車載する拡声器により林野火災予防に関する啓発及び宣伝を行うものとする。
- 入林者に対し指導を行うこと。
林野火災の予防、林道の安全走行、通行危険箇所の周知等災害予防と入林者の安全に関する指導を行うものとする。
- 産物（高山植物を含む。）の不法採取者に対し適切な措置を行うこと。
位置・樹種等・数量などの状況を把握し関係機関へ通報するものとする。
- 投棄物の状況把握及び軽微な投棄物の除去を行うこと。
- 林道等における安全走行の確認を行うこと。
テープ等により危険箇所を表示するものとする。

2 施設管理業務

【業務内容】

発注者が指定する区域ごとに自動車を使用して巡視し、次に掲げる事項を行うものとする。

- 林道等における小規模な崩土、土石、倒木、枝条等の除去、草刈り及び簡易な水切りを行うこと。
- 路面排水溝及び集水柵内の土砂の除去を行うこと。
- 通行不可能箇所及び危険箇所を発見した場合に発注者に通報すること。

3 ゲート管理業務

【業務内容】

発注者が指定する区域ごとに自動車を使用して巡視し、次に掲げる事項を行うものとする。

- 林野管理施設となる立入禁止路線のゲート管理を行うこと。
車両入林規制ゲート鍵（鎖）の春季・雪解け後における施錠（取り付け）、秋季・積雪前における解錠（取り外し）（発注者が図上で示す箇所・指定した時期）。
入林届記帳所、注意看板、エソシカ銃猟安全対策に係る幟の設置・撤去（発注者が図上で示す箇所・指定した時期）。
各種注意標識・道路標識・車両入林規制ゲート等の軽微な補修を行う。

4 境界標保全維持業務

【業務内容】

道有林と隣接する土地との境界を維持するため、発注者が指示する境界標及び見出標の現況を確認し、次に掲げる事項を行うものとする。

- 境界標及び見出標に赤ペイントを塗布するとともに、境界標の障害となる地被物の除去を行うこと。
- 見出標が不明又は腐朽が著しい場合は、新しく設置すること。
- 見出標（立木）の樹種、見出標から境界標までの方位角・距離を記録すること。
- 境界標及び見出標の写真をとること。

5 樹木園管理業務

【業務内容】

発注者が指定する箇所で、次に掲げる事項を行うものとする。

- 樹木園への入園者に対し指導を行うこと。
- 樹木園内の清掃及び除草を行うこと。
- 修景作業を行うこと。

6 高山植物管理業務

【業務内容】

発注者が指定する箇所で、次に掲げる事項を行うものとする。

- 入林者に対し適切な指導を行うこと。
- 不法採取者に対し適切な措置を行うこと。

第2 その他留意事項

- 1 異常を発見し、又は災害が発生し、若しくはそれが予想されるときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに発注者に報告して指示を受けるものとする。
- 2 業務に従事するときは、次の事項を遵守するものとする。
 - (1) 発注者が発行する委託証明書を携行すること。
 - (2) 指定された型式の腕章を着用すること。（受託者作成）
 - (3) 使用する車両には、指定された型式のステッカーを貼ること。（受託者作成）
- 3 委託業務の成果品として、業務記録簿、林道維持管理簿、境界保全維持記録表、写真などの提出が必要となります。